

《青森港発着》函館フリープラン 出発期間／2017年12月1日(金)～2018年4月30日(月)

旅行条件書-別紙【重要】包括旅行商品の取り扱いについて (必ずお読みください)

この旅行は、共栄船旅倶楽部(以下「当社」といいます)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と 募集型企画旅行契約を締結することになります。

募集型企画旅行契約の内容・条件は、当サイト、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によりります。

旅行代金のお支払い

旅行代金は出発前の5日前までにお支払いいただきます。この期間内に旅行代金を提出されない場合には予約がなかったものとして取り扱います。

旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、フェリー航送につきましては、旅行開始日に、12歳以上(小学生をのぞく)の方は大人代金、6歳以上12歳未満の方は小人代金となります。

また、未就学児は大人1名に同伴する小学校未就学児は1名まで無料となります。大人1名に対して2名以上の未就学児がおられる場合、1名は小人運賃を申し受けます。ホテル宿泊代金につきましては、12歳以上(小学生をのぞく)の方は大人代金、3歳以上～小学校就学児の方は小人代金となります。0歳～2歳は、大人1名に対して2名以上の0歳～2歳がおられる場合、1名は小人運賃を申し受けます。

旅行代金に含まれるもの

当サイト・パンフレットに記載された日程の指定のフェリー代・宿泊費・消費税。

取消料

旅行契約の後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消変更料をいただきます。

※旅行開始後の一部取消または前途放棄の場合は当該旅行代金の100%

払い戻し手数料

払戻日	払戻手数料	
乗船日の7日前まで	200円	
乗船日の6日前から前々日まで	商品総額の	10%
乗船日の前日から出航時刻まで	商品総額の	30%
出航後	商品総額の	100%

旅行日程・旅行代金の変更

運送機関のスケジュール・気象条件その他不可抗力による事由で、また運送機関の運賃・料金の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。尚、お客様のお申し出により、旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

お客様に対する責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - 運送、宿泊機関の事故若しくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - 官公庁の命令、または伝染病による隔離。
 - 自由行動中の事故。
 - 食中毒。
 - 盗難。
 - 運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的滞り時間の短縮。
 - 故意に法令に違反する行為を行いまは法令に違反するサービスの提供を受けている間に起きた事故。

お客様の責任

お客様の故意または過失により、当社が損害を受けた場合には、お客様に損害を賠償していただきます。

旅行契約の解除

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 旅行者は当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 旅行者が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、国内外の官公署命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

特別補償

お客様が旅行中、生命、身体、または荷物に被られた一定の損害については当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定の定めるところにより補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失や戦乱、核爆発、地震、噴火、津波の事故およびハングライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用をいたしません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルム、フロッピー、CD等適用外となります。

旅程保証

当社は、当サイト・パンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。また、当社は、お客様の合意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 旅行開始日または旅行終了日の変更
 - 入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更
 - 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
 - 運送機関の種類または会社名の変更
 - 宿泊施設の種類または名称の変更
- ※ただし天災、暴動、などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

欠航

天候等で出発便が欠航し、旅行催行が不可能な場合には、旅費の全額を(お申し込みの旅行窓口)ご返金します。お帰りの便の欠航により延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代等はお客様負担になります。

その他

●旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要すると判断した場合、お客様の生命、身体の安全のため、必要な措置をとらせていただきます。その際に要した費用はお客様の負担となります。

●ペットの同行は承っておりません。

●その他の事項については観光庁長官認可の当社「旅行業約款」によります。 ※当サイト・パンフレットの日程・旅行代金は平成25年1月1日現在の運賃・料金を基準にしています。旅行代金には消費税等諸税が含まれております。

●この募集型企画旅行契約約款は平成25年1月1日よりります。

●お一人様でご参加予定のお客様はお一人様で一部屋設定コースとなります。

お申込み・お問合せ

旅行企画実施

共栄船旅倶楽部

北海道知事登録旅行業2-724
(一社)全国旅行業協会正会員 (ANTA)

〒060-0031

札幌市中央区北1条東1丁目4番1(サン経成ビル2F)

国内旅行業務取扱管理者 尾坂 昌紀

【重要】包括旅行商品の取扱について（必ずご一読ください！）

＜包括旅行商品とは＞

包括旅行は、全てその商品のコースに従って行動することで、特別な割引運賃・料金が適用となる特別格安商品です。従って、いかなる利用があっても、途中でそのコースを外れた場合、以降のスケジュールは無効となり、それまでの運賃や料金は新たに正規の運賃にて請求となります。

また、パック旅行の代金の払い戻しはできませんのでご注意ください。

包括旅行商品「フェリー往復+ホテル」の取り扱いについて（Q&A）

【ご出発前の一部キャンセル】

Q. フェリーだけを予約し、ホテルをキャンセルした場合

A. 包括商品では無くなりますので、フェリーの一般客として、青函フェリー各港へご予約頂きます。取消料金は規定期日・率の通りとなります。

Q. ホテルのみ予約を取り、フェリーをキャンセルした場合

A. 包括商品では無くなりますので、一般客としてホテルにご予約となります。取消料金は規定期日・率の通りとなります。

【変更に関するQ&A】

Q. 往路を他社フェリーorJR利用で函館に渡った後、ホテル宿泊、復路フェリーは利用するので往路フェリー分を払い戻したい。

A. 往路で包括商品以外の交通機関を利用した場合、往路フェリー代の払い戻しは不可。取消手数料は、規定期日・率の通りとなります。

Q. 往路フェリーとホテル宿泊後、復路フェリーは利用しないので払い戻しをしたい。

A. 出発済みの為、払い戻し不可。

Q. 往路フェリーのみ利用後、ホテルと復路フェリーを払い戻してほしい。

A. 出発済みの為、払い戻し不可

【減員となった場合】

Q. 旅行のグループで減員となった場合。出発当日、（往路乗船前に）1名減員の場合

A. 商品総額（一名当たり）の30%分が後日払い戻しとなります。

取消手数料は、規定期日・率の通りとなります。乗船する港で「差額証明書」を発行致しますので後日精算となります。但し、差額分の払い戻しに掛かる振込手数料は、お客様負担となります。

Q. 往路フェリーを利用後、グループの一人が離団する場合。

A. 包括旅行で出発済みの為、払い戻し不可となります。取消手数料は、規定期日・率の通りとなります。

【増員となった場合】

Q. 往路フェリー乗船前に、増員となった場合

A. 予約申込期日が過ぎており、（前入金が必要である）為、一般フェリー旅客 と同一の扱いとなります。

・フェリー運賃：正規運賃

・ホテル代：宿泊ホテルにお電話して頂きます。

ホテル代は、当日のホテル一般料金が適用となります。

【車両の全長が変更となった場合】

＜全長が短くなった場合＞→各窓口で、「差額証明書」を発行します。

※当社より、後日、振込手数料を送金します。

※振込手数料はお客様負担となります。

① 6m未満 → 5m未満になった場合 1,600円（片道）

② 6m未満 → 4m未満になった場合 3,200円（片道）

③ 5m未満 → 4m未満になった場合 1,600円（片道）

＜旅行ご出発後に全長が長くなった場合＞→各窓口で、以下差額を申し受けます。

① 4m未満 → 5m未満になった場合 1,600円（片道）

② 4m未満 → 6m未満になった場合 3,200円（片道）

③ 5m未満 → 6m未満になった場合 1,600円（片道）